

公益財団法人日本環境協会
All Japan Youth Eco-club 規約

(本規約)

第1条 この規約は、公益財団法人日本環境協会(以下「協会」という)が運営するこどもエコクラブ事業(以下「本事業」という)に係る All Japan Youth Eco-club について必要な事項を定めるものです。

(目的)

第2条 All Japan Youth Eco-club は、こどもエコクラブのサポートを通じて環境活動・環境学習の充実・発展を目指します。また、交流・協働活動を通じて、持続可能な地域及び社会づくりに貢献することを目指します。

(資格)

第3条 All Japan Youth Eco-club の交流、活動には、どなたでも参加することができます。
本規約に同意し All Japan Youth Eco-club Member ID (Identification)を発行された方を All Japan Youth Eco-club Member(以下「ユースメンバー」という)として登録します。

2 ユースメンバーは、こどもエコクラブ現役メンバー・サポーター、OB・OG 及び環境活動・学習に取り組まれている方とし、中学生(12歳)から30歳位までの方とします。但し20歳未満の方が登録を希望する場合には、親権者の同意を必要とします。

(会費)

第4条 カード・登録料・年会費ともに無料にて登録できます。

(登録申請)

第5条 ユースメンバーID 発行を希望する方は、所定の申請用紙をこどもエコクラブ全国事務局(以下「事務局」)に提出していただきます。

(変更事項の届け出)

第6条 ユースメンバーは、所在地、電話番号、E-Mail 等に変更があったときは、速やかに事務局に届け出てください。

(登録解除)

第7条 登録の解除を希望する場合は、事務局に届け出てユースメンバーID を返却ください。

(禁止事項)

第8条 ユースメンバーは、以下の行為を行ってはならないものとします。尚、以下に掲げるいずれかに該当する場合には登録を取り消すことがあります。

- (1)他のユースメンバー、第三者または協会・事務局の著作権、財産権、名誉、プライバシー、信用もしくはその他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- (2)他のユースメンバー、第三者または協会・事務局・本事業を誹謗中傷及び信用を著しく損なう行為
- (3)公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他のユースメンバーもしくは第三者に提供する行為
- (4)犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- (5)他のユースメンバーに対する営業活動その他営利を目的とする行為
- (6)他のユースメンバーに対する布教活動、選挙活動を含む政治活動およびその準備にあたる行為
- (7)本規約もしくは法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (8)虚偽・不正登録、その他ユースメンバーとして不適切であると協会が判断した場合

(個人情報の取り扱い)

第9条 事務局及びユースメンバーは、本事業に関して知り得た個人情報を協会の規則に従って適切に管理することとします。尚、以下の各号に該当する場合には第三者へ開示、提供できるものとします。

- (1)当該個人の同意がある場合。
- (2)第2条の目的達成に必要な地方公共団体等への情報提供で当該個人の同意がある場合。
- (3)裁判所の令状に基づき開示を求められた場合。
- (4)個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合。

(協議)

第10条 ユースメンバーまたは第三者との間で問題が生じた場合には、速やかに事務局に届け出てください。

2 ユースメンバーもしくは事務局との間で問題が生じた場合には、互いに誠意をもって協議しその解決に努めるものとします。

附則

2014年1月1日 制定施行

2016年7月1日 改定施行

2018年4月1日 改定施行